

「宅地建物取引士資格対策講座」制度改正情報

宅地建物取引士資格試験は、当年4月1日施行の法令に基づいて、出題されます。
以下は令和3年度版の冊子テキストの改正された内容等です。学習を進める際に、参考にしてください。

学習テキスト1 [権利及び権利の変動]

第3章

7 復代理 (P16) ③ (i)

<改正前>

復代理人を選任したときは、本人に対してその選任および監督についての責任を負う。

<改正後>

「復代理人を選任したときは、本人に対してその選任および監督についての責任を負う。」 **削除。**
※代理人は選任・監督等の責任に限らず、代理人として委任契約等に反するかどうかで代理人の責任が判断されることになった。

学習テキスト2 [宅地建物取引業法]

第16章

[1] 重要事項の説明 (P48 ⑧)

<改正前>

I Tを活用しての重要事項の説明は貸借契約に関する取引に限られていた。

<改正後>

一定の条件を満たせば宅地若しくは建物の売買・交換または宅地若しくは建物の売買・交換または貸借の代理・媒介に係る重説事項の説明にI Tを活用することができる。

4 国土交通省令等で定める事項 (P51)

次が追加

宅地建物が存在する市町村長が提供する図面（水害ハザードマップ）に該当宅地建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地建物の所在地

※売買・交換、貸借が説明の対象となる。

学習テキスト3 [法令上の制限・税・その他]

第4章 都市計画の決定(P16)2

<改正前>

町村が都市計画を決定する場合は、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

<改正後>

「町村が都市計画を決定する場合は、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。」削除。

※過去問カード 3-10 肢3

解答を次に変更

市町村が都市計画を決定する際、一定の場合、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないが、都道府県知事の同意を得る必要はない。